

## リン酸トリアリールイソプロピル化物規制について

### 1. 案件概要

- 2016年6月に改正された有害物質規制法（TSCA: Toxic Substances Control Act）の第6条（h）は、EPAに対し、施行から三年以内に、特定のPBT（Persistent/Bioaccumulative/Toxic）物質の暴露を減少させるための規則を提案し、提案から18ヶ月以内に最終規則を公布するよう規定。
- EPAは2019年7月、リン酸トリアリールイソプロピル化物（PIP(3:1)）を含む5つのPBT物質について製造（輸入）、加工、流通を制限または禁止（EPAが現実的ではないとした活動については除外）、記録保管や物質の利用者への通知の義務を提案し、10月までのパブコメを実施。
- EPAは2020年12月にパブコメへの回答を発表。

<https://www.regulations.gov/document/EPA-HQ-OPPT-2019-0080-0647>

- EPAは2021年1月6日、TSCAに基づき、PIP(3:1)を含む5つのPBT物質について、加工や流通を禁止する規則を発表（2月5日施行）。PIP(3:1)については、2021年3月8日から加工・流通を禁止。
- しかしながら、PIP(3:1)については、難燃性可塑剤として電子機器等に多く利用されており、PIP(3:1)の代替品による切り替えには認証取得等に時間がかかることから、法律の流通禁止の影響が極めて大きいことが判明。
- 2021年3月8日、EPAは法律に基づく5つの規制物質に対する規則についてのレビューを実施すると発表。60日間のパブコメを実施するとともに、PIP(3:1)に関する規則の実施開始日を180日間延期。

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-seeks-public-comment-protecting-human-health-and-environment-pbt-chemicals>

### 2. パブコメへの回答（2020年12月）

- PIP(3:1)への規制について公布から規制開始までの60日間の猶予延長のコメントに対し、EPAはPIP(3:1)が禁止の対象外としている用途において、消費者が利用している製品が多くはないとして、猶予延長を認めず。

### 3. PIP(3:1)規則の概要（2021年1月）

- 2021年3月8日以降、加工、および商業的流通禁止（以下の段階的禁止用途を除く）  
[段階的禁止用途]  
2022年1月1日以降、写真印刷用成形品への使用目的での加工および商業的流通禁止  
2025年1月6日以降、接着剤およびシーラントの加工および商業的流通禁止
- 以下の製品については、規制の対象除外
  - ① 潤滑油、グリース
  - ② 動車及び航空宇宙業界の新規部品及び交換部品
  - ③ リサイクル由来PIP(3:1)を含むプラスチック
  - ④ リサイクル由来PIP(3:1)を含むプラスチックを使用した製品

<https://www.federalregister.gov/documents/2021/01/06/2020-28692/phenol-isopropylated-phosphate-31-pip-31-regulation-of-persistent-bioaccumulative-and-toxic>

#### 4. EPAによるレビュー実施 (2021/3/8)

- EPAは3月8日、1月20日の連邦政府の決定プロセスの公平性を確保し、人権や環境を保護するようようもとめた大統領令等に基づき、最終規則についてレビューを実施すると発表。
- 規制開始時期の延長を含めた規則の改定について60日間のパブコメを開始。
- PIP(3:1)については、利害関係者からの、PIP(3:1)が携帯電話から半導体製造に使用されるロボット、新型コロナウイルスワクチンを輸送する機器やワクチンの保管装置等に使用されるとの情報提供を受けたとして、規制の開始を180日延期。

以上